

加古川市国民健康保険医療費等通知実施要領

平成 28 年 1 月 6 日

国民健康保険課長決定

改正 平成 31 年 3 月 1 日

改正 令和 3 年 1 月 18 日

改正 令和 6 年 12 月 2 日

(目的)

第 1 条 この要領は、加古川市国民健康保険の被保険者に対し、医療費等の額の通知(以下「通知」という。)を行うことにより、被保険者の健康に対する認識を深めるとともに、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とする。

(通知の相手方)

第 2 条 通知は、次の各号に掲げる者を除く国民健康保険の被保険者の世帯主に行う。

- (1) 国民健康保険の資格を喪失している者
- (2) 一部負担金の免除を決定している者
- (3) 通知辞退の申出をした者及びその者が属する世帯の者
- (4) 住民基本台帳事務における支援措置対象者及びその者が属する世帯の者

(通知の対象となる医療費及び療養費)

第 3 条 通知の対象となる医療費及び療養費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和 51 年厚生省令第 36 号)に定める診療報酬明細書又は調剤報酬明細書に記載されている医療費
- (2) 柔道整復師の施術に係る療養費支給申請書に記載されている療養費

(通知の方法及び時期)

第 4 条 通知は、その年の 1 月から 12 月までの間に、年 6 回世帯主あてに送付する。

(通知辞退)

第 5 条 DV等被害者の住所情報保護にかかる事務処理要領に定めのあるDV等被害者(以下「DV等被害者」という)もしくは世帯主が通知辞退の申出をしたときは、通知を行わないものとする。

- 2 前項の申出をした者が当該通知辞退を解除する申出をしたときは、通知を行うものとする。
- 3 前 2 項の申出は、様式第 1 号により行う。

(通知方法変更)

第 6 条 DV等被害者が通知方法変更の申出をしたときは通知方法の変更を行う。

- 2 前項の申出をした者が当該通知方法変更を解除する申出をしたときは、通知方法変更を解除する。
- 3 前 2 項の申出は、様式第 1 号により行う。

(通知の再発行)

第 7 条 被保険者が通知の汚損又は紛失したことによる再発行の申請をしたときは、申請のあった日より 5 年以内に通知したものに限り、通知の写しを再発行する。

2 前項の申請は、様式第 2 号により行う。

(通知内容)

第 8 条 次に掲げる事項を記載した国民健康保険の医療費のお知らせにより、行うものとする。

- (1) 受診(施術)年月
- (2) 受診(被施術)者名
- (3) 医療機関、施術所の名称
- (4) 入院、通院、歯科、調剤又は柔道整復の別
- (5) 入院、通院、調剤又は施術を受けた日数
- (6) 医療費(療養費)の額(入院時食事医療費を含む。)
- (7) 患者負担額
- (8) 保険者名

2 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令等により、前項に掲げる記載内容に変更が生じる場合は、その省令を準用するものとする。

3 被保険者等に対する健康啓発等のため、第1項に掲げるもののほか必要な事項を記載することができる。

(通知内容の照会)

第 9 条 医療費等の通知に係る照会があったときは、被保険者からの照会に限り、通知書に記載された事項についてのみ応じることとする。

(実施に当たっての注意事項)

第 10 条 通知の実施に当たっては、次のことに注意する。

- (1) 通知書の作成および送付に当たっては、被保険者の個人情報保護に万全を期する。
- (2) 医師等と被保険者との信頼関係を損なうことのないよう特に配慮する。

附 則

この要領は平成 28 年 2 月 1 日より適用する。

附 則

この要領は平成 31 年 3 月 1 日より適用する。

附 則

この要領は令和 3 年 1 月 18 日より適用する。

附 則 (令和 6 年 11 月 27 日 加保第 2726 号)

この要領は令和 6 年 12 月 2 日より適用する。